

# 歴史からみた大学教員組織における 教育実施体制—戦前期における専任教員—

岩田 弘三

武蔵野大学人間科学部教授

## 1. はじめに

2023年の大学設置基準改正によって、大学教員組織における教育実施体制は、それまでの専任教員ではなく、基幹教員で規定されることになった。これによって、大学教員のあり方がいかに変わる可能性があるのか。これが、今回の特集のテーマである。専任教員と基幹教員の相違については、他の論考で論じられることになると思われるので、ここでは立ち入らない。

そのテーマのもとに、戦前期の状況について、歴史的に検討することが本稿の目的である。戦前期においては、当然のことながら基幹教員という概念は存在しない。そこで問題にされたのは、専任教員だけである。

そして、それが問題になったのは、1918(大正7)年に制定された大学令(以下、単に「大学令」と呼ぶ)にもとづき、帝国大学以外の官立・私立高等教育機関にも大学昇格(以下、単に「大学昇格」と呼ぶ)の門戸が開かれたときであった。

「大学令」以前から、帝国大学は存在した。それでは、帝国大学ではだれが専任教員とみなされていたのだろうか。戦後最初に制定された大学設置基準では、講座担当者を専任教員とみなす、と規定されている。このときの設置基準は、戦前期の大学の実状を反映する形で作られたものと考えられる。だとすれば、帝国大学における専任教員の定義は明白だったといえる。

これに対し、天野郁夫(1994, p81)によれば、私立大学の場合は、大学昇格以前の専門学校時代は、すべて科目制をとっていた。のみならず大学になってからも、慶應大学はじめ、それを踏襲した大学も多かつ

た、とされる。

このような実状を反映して、戦後最初に制定された大学設置基準では、学科目教育上必要と認められる学科目教育担当者は、一(つ)の大学に限り、専任教員と認定する、と規定されている。ただし、どの学科目を必用とみなすかといった点については、曖昧さが残る。よって、最近の現状をみても、「専任教員を判定する基準は未だ必ずしも明確ではなく、実態としては、設置認可審査において、授業担当時数や給与等を勘案して個々の教員の専任性の確認がなされている状況である」、という(文部科学省 2021, p4)。

事実、戦前期においても、天野郁夫(1978, p176)によれば、「大学令」のもとでの大学昇格の基本条件として、専任教員数の規定はあるものの、「専任教員についても、具体的な基準は明らかではな」かった。よって専任教員の問題は、とくに私立大学に特有の問題だったことになる。そこで以下、本稿では、戦前期のうちに正規の大学に昇格を果たした大学を中心に、岩田(2011)に依拠しながら、専任教員の問題をみていきたい。なお、本稿では各私立大学の前身校の名称についても、現在の名前で統一して用いることにする。

## 2. 大正7年「大学令」以前の私立大学教員

1903(明治36)年には「専門学校令」が交布されることになるが、ここでは「施設・設備の最低基準、校舎と生徒定員、それに教員数と生徒数の関係などについては、厳格な基準を定めなかった。しかしその反面、入学してくる生徒の資格や教員の資格については条件が厳しかった。このように教授資格の条件が厳しかった

ため、この時期に認可を受けた私立専門学校は、ほとんど専任の教員をもたず、非常勤講師に全面的に依存していた。そして、その講師の都合で夜間授業を行う学校も多かった」、とされる(明治大学 1992、p478)。

ここで「厳しかった」とされる「教授資格の条件」を具体的に示しつつ、天野(1978、p93-97)は、当時の私立専門学校における教員確保の問題について、次のように指摘している。つまり、明治36年の「専門学校令」では、「教員の基礎資格を帝国大学の『学士』と定めたものの、専任教員を置くことを義務づけなかった」。それは「『大学令』ではじめて義務づけられる」。しかも、「私立専門学校の場合には、教師の確保はさらに深刻な問題であった。教師の事実上唯一の供給基盤である東京大学=帝国大学の卒業生が限られていただけでなく、かれらは官立学校の教師になることはあっても、社会的威信の低い私学をめざすことは、ほとんどなかったからである。それだけではない。慶應義塾や早稲田のような例外的な私学をのぞいて、大多数の私立専門学校は、専任の教員を雇入れるに必要な資金をもっていなかった」。このため、当時の私立専門学校の多くは、「非常勤講師依存の教育体制」を採らざるをえなかった、という。

事実、一例として法政大学についてみると、大学教員集団には、「東京帝国大学教授・裁判官・官僚の兼務が圧倒的に多かったことも当時の特徴であった」(法政大学 1980、p162)。つまり、永井道雄(1965、p43)の言葉を借りれば、「教授の立場からみて」、私立専門学校での仕事は、「副業の域をでなかったこと」になる。そして、そのような制約のもとで、大学昇格以前の多くの私立大学の授業は、午後遅くからあるいは夜間に行われるのが一般的であった、という<sup>(1)</sup>。

さらに、明治30年代の特徴として、例えば明治大学では、1901(明治34)年当時の法律関係教員37人中20名が、「明治法律学校と帝国大学の教員を兼任している」といった具合に、「東京帝大の出身者だけではなく、直接に帝大教授との提携が強められたこと」が挙げられるとする(明治大学 1992、p398)。末弘敏太郎によれば、そこには、次のような事情もあった。つまり、「大正の終りか昭和のはじめまで」、裁判官や弁

護士になるためには、帝大卒業生は無試験であったのに対し、私立大学出身者は試験を受けなければならなかった。しかも、その試験委員の多くは、帝大教授であったので、「私立大学でも自然帝大の先生を講師にたのむ。そのような関係から帝国大学法学部がだんだん私学までも支配していった」。「この点は帝大の特権が廃されて後も余り変わっていない。帝大教授を講師として多く雇っている大学ほど「結局、高文試験にもいい成績をあげるといような訳で」、というのである(日本評論社 1950、p7)。

### 3. 大正7年「大学令」による大学昇格の条件

私立大学が「非常勤講師依存の教育体制」からの転換を迫られる一大契機となったのが、「大学令」である。この法令以前にも、大学名称を名乗っていた私立大学はいくつか存在した。しかし、その法令上の地位は、あくまで「専門学校令」にもとづく学校にとどまっておき、正規の大学は帝国大学に限られていた。それが、この「大学令」によって、帝国大学以外の高等教育機関にも、官立・私立を問わず条件を満たせば、正式に大学としての地位が認められることになった。しかし、「専門学校令に対する大学令の設置認可基準ははるかに厳しく、これまで大学名称をもった私立専門学校にとってもいっそうの努力を要請することになった」。なかでも大きな問題となったのは、(1)莫大な基本財産の確保、(2)供託金の抛出、(3)旧制高等学校と同一基準による大学予科の開設とならんで、(4)「相当数の専任教員を置くこと」が、「大学令」によって要求された点であった、という。具体的にいえば、「学部完成年度までに、『主要学科目ノ半数以上ノ専任教員ヲ置』(「公文類聚」第五〇編)ことが求められた」(明治大学 1992、p680およびp682)。

そして、「大学令」による大学への昇格を前提とした、「昼間授業へのきりかえにともない、教員組織も従来の帝国大学教授および「他大学教授の兼務や、裁判官や官吏の夜間出講という講師制度から、専任教員を中軸とする教員組織へと変わらざるをえなくなったのは当然であった。このときいらい、各学部には教授会がつくられることになった」(法政大学 1980、

p205)。

慶應大学が大学昇格を果たしたのは、1920(大正9)年のことである。それに先立つ、1917(大正6)年に慶應大学では学内規定を設け、「教授会なる名称がはじめて使われ、制度上他の教員会議と区別されるようになった」。しかし、教授会規定が成立するまでの「教授」は、あくまで専任教員と兼任教員を区別する呼称としての性格が強かった。この点をのぞけば、「教授」という名称そのもののさえが義塾では教員中の特定の地位とは考えられていなかったらしく、「義塾では、幼稚舎から大学まですべてを教員と称していた」。のみならず、「学事に関しては教員会議が設けられ、全教員が参加していた」(慶應義塾 1962、p90)。

しかも、慶應など一部の大学を例外として、ほとんどの私学において、「教授」と呼ばれる教員が出現すること自体が、大学昇格を契機としたものであった。加えて、その下の職階として助教職という地位が確立するのも、その時期以降のことになる。例えば法政大学では、大学昇格を果たした1920(大正9)年に、「何といっても教授、助教職と呼ばれる専任教員ができたことは本学の教育組織には未だかつて見られなかった現象であった」、としている(法政大学 1961、p257)。そして、大学昇格以前は、どの私立大学でも教員は、専任・兼任を問わず、単に「教員」もしくは「講師」と呼ばれていた、というのが実状であった。この点は、例えば旧制高校を含む、官立の高等教育機関では、専任教員主体の教育体制をとり、かれらに対し教授名称が使用されていたことと大いに異なる。

#### 4. 慶應大学における専任教員自家養成の試み

先にみたように、大学昇格以前の時期についていえば、私立高等教育機関が「非常勤講師依存の教育体制」をとっていたことは明白である。事実、いくつかの私立高等教育機関について、大正中期までの教員スタッフの肩書を見ると、ほぼどこでも、司法官・弁護士などの法律家や、東京帝国大学教授を核として、政治家、新聞記者などの現職をもつ、「非常勤講師への“全面依存”の教育体制」とでも呼べるような状況であった。

ほとんどの私学が、このような教育体制をとってい

たなかで、例外的にその「非常勤講師への“全面依存”体制」からの脱却をめざす私立大学が出てきた。その一つが慶應大学である。

慶應大学においてすら、例えば法律科についていえば、1902(明治35)年に、「神戸寅太郎が専任教員としてはじめて英法の講義の一部を担当するまでは、教員中の義塾出身者は、わずかに石渡敏一のみであり、また専任の教授と呼ぶべき人も全くいなかった」、という状況だった(慶應義塾 1962、p441)。つまり、他の私立専門学校と同様に、母校出身ではない兼務教員によって、そのスタッフが構成されていたのである。

先述のように、1903(明治36)年に公布された「専門学校令」では、その教員の基礎資格は帝国大学の「学士」と規定されていた。それでは慶應大学では、この条件をどのように乗り越えたのだろうか。その解決策は、留学派遣であった。戦前期をとおして、帝大教授になるためには、2～3年の海外留学が必須の過程として組み込まれていた(岩田 2011)。帝国大学の「学士」全員が、海外留学の機会に与れたわけでない。この点を考慮すれば、海外留学は帝大「学士」という条件より上位の教授就任要件だったと考えられるのである。

そこで、天野(1978、p95)によれば、「専任教授陣の形成と自給化」をめざして、慶應大学は1899～1901(明治32～34)年にかけて8人の自校卒業生を、早稲田大学もまた1900～1901(明治33～34)年にかけて、自校卒業生以外の人材を含む、5人の教員就任予定者を、留学生として海外に送った。しかし、慶應義塾の8人の留学生の派遣費2万6千円を、同校大学の3万円足らずの年間収入と比べてみれば、「海外留学による専任教授陣の自給化が授業料収入以外の財源をもたない私学にとって、いかに困難な事業であったかがうかがわれよう」、と指摘している<sup>(2)</sup>。

話を、1903(明治36)年に戻そう。この年の4月までに、1899(明治32)年の第1期留学生6名が、帰国の途につき、慶應大学の教壇に勢ぞろいすることになった。そして、その後も、第1次世界大戦が終結する1918(大正7)年頃までは、平均すると年1名を少し上回るペースで、また、それ以降、1930(昭和5)年までは、年3人程度のペースで、自校卒業生を留学に送り

出し、帰国後、母校教員として確保している。

このように、自校卒業生を海外に留学させ、その帰国をまって順次、自分の大学の教壇に立たせていくという方針のもと、慶應大学は着々と母校出身教員の数・比率を上昇させていった。政治学科教授の経歴調査をもとにすれば、大学昇格以前の1910(明治43)年に、すでに母校出身教員比率、つまり専任教員の比率は半数を越え、1939(昭和14)年にはついに、1名を除いて全教員を慶應出身者で固めるという、究極の「自校閥」(同系繁殖: inbreeding)を達成することにさえ成功している。

なお、政治学科教授の経歴調査をもとにすれば、大学昇格以後の1926(大正15)年には、慶應大学出身者14名に混じって、帝大出身者の5名の教授がいる。かれらの経歴をみると、その中の1名は1923(大正12)年の東京帝大卒業生で、慶應大学の予科講師をへて、法学部教授になっており、純粋な意味での専任に近い存在であったことが分かる。しかし、残り4名についてみれば、3名は現役の裁判官、1名は現役の東京帝大教授であり、いずれも兼職者である。こうしてみると、この時期は、講師ではなく教授としての補充であっても、東京帝大教授・法律家を中心とする「非常勤講師依存の私学の教育体制」の名残が、一部残存していたことになる(慶應大学政治学科教授の経歴調査については、岩田(2011)を参照)。

## 5. 慶應大学における助教授職・助手職の位置づけ

先述のように、いまだ教員中の特定の地位とは考えられていなかったとしても、慶應大学で「教員」・「講師」といった教員名称を越えて最初に登場したのは、「教授」という呼称であった。そして、その次に出現したのは、「助手」という呼称であった。「初めは専任者数もごく限られていたから、助手という地位もなかったが」、明治40年代頃から、「助手」という呼称が使用されている。その場合の助手も、後年のごとく特定教授の下で助手になるわけではなく、たとえば原論助手というように一般的に取り扱われていた。そして原論助手は原論関係担当教授らの試験の監督や採点を課さ

れていたのである」、とされる(慶應義塾 1962、p290)。

そして、「初めて助教授が設けられたのは、昭和初年[1926年]になってからのことであった」が、それ以前は一般的には、助手で留学し、帰国後、直ちに教授に就任していた。「ただし、派遣の際の発表は、やはりほとんどがすべて教員と呼ばれており」、「したがって助手の地位も、制度上特定の地位とされていたというよりは、むしろ慣習上の名称にすぎなかったものといったほうが適切である」、とされる(慶應義塾 1962、p291:[ ]は引用者;以下同様)。

かりに「慣習上の名称」としかみなされていなかったとしても、慶應大学において助手職は、教授に至るアカデミック・キャリア(教育研究経歴)のなかに、確固として位置づけられていくことになる。「旧制法律科の時代にも、卒業生から助手を採用して、教授陣の充実を図ることは、前にも述べたごとく行われていたが、かならずしも十分ではなかった。しかるに、この時代になると、ぞくぞくと助手が採用され、次々と留学を終えて教授陣に加わり、昭和十年[1935年]ごろから、主要科目の教授スタッフは、従来からの専任者に加うるに、それらの人々によってほとんど全部が占められる状況になった。まず旧制法律科末期の卒業生から」2名が「助手に採用されたのをはじめとして、大学令に切りかわった以後においては」、1924~1938(大正13~昭和13)年のあいだに10名の助手が採用されており、そのうち弁護士となった1名を除けば、「他は助教授を経て終戦前後までには、全員教授となり、法律学科の陣容は急速に充実された」のである(慶應義塾 1962、p477-478)。

つまり、慶應大学においては、助教授職の設置と同時に、慶應大学卒業→直ちに助手・嘱託(講師)→約4年後に2年間の外国留学→帰国後、助教授→2年後に教授、といった形で、教授に至るアカデミック・キャリアが、確立していく(慶應義塾 1962、p291)。そして、それにともない、専任教員としての助教授職・助手職が定着したことになる。

## 6. 大正7年「大学令」以降の私立大学専任教員

ここまでみてきたように、慶應大学では戦前期のうちに、母校出身の専任教員の計画的自家養成を着々と進展させていった。しかし、これはあくまでも例外的なケースであり、それ以外の多くの私立大学では、事情は異なった。

そこで次に、慶應大学・早稲田大学より2カ月遅れるものの、同じく1920(大正9)年に大学昇格を果たした、明治大学と法政大学の教授・専任教員の経歴調査をもとに、専任教員の状況を確認しておこう(岩田2011)。

その結果として、第1に目を引くのは、専任の教授の中にさえ、実務畑を中心とする兼職者が、数多く含まれていることである。教授・専任教員の経歴調査は、人名事典をもとにした調査になっている。その限界で、教授就任にあたり、前職を罷めて教授職を専業にしたのか、それまでの職業も兼務するといった就業形態をとっていたのかについては、正確に判別できなかった。

しかし、この調査をもとにすると、例えば法政大学法学部、および明治大学には、東京帝大教授の経歴をもつ教授がいる。かれらは確実に兼職者である。同様に、他の職種についても、明らかに兼職者に分類される人物が、かなり存在することだけは確かである。例えば法政大学では大学昇格後も、「特に法律学科は、相当後まで専任教授といっても事実上は判事や検事の講師が多かった」(法政大学 1961、p25)。だから、昭和初期においても、「従来からの人々と併せて司法界の大物、中堅が教授陣の中で圧倒的多数を占めた訳だ」、というような状況だったという(法政大学 1980、p407)。つまり、数多くの兼職者が、(非常勤)講師ではなく専任教授として名を連ねていたのである。

この結果、専任教授の排出母体の分布は、大学院や助手などのキャリア組が加わる点を除けば、同時期の非常勤講師の経歴・肩書、さらには大学昇格以前の教員の補充源と、きわめて似たものになっている。

とくに私立大学の法学部・商学部・経済学部の場合、これら学部教育の特性を反映してか、兼職者を含め

て、実務畑からの補充の多いことが、一つの特徴になっている。このように、私立大学では専任教授採用以降も、「非常勤講師依存の教育体制」をとっていた時期における教員採用のあり方を、かなり温存する形で、教員を集めていたといえる。

第2に、専任教員として本務校をもつか、非常勤講師であるかの別を問わず、複数の大学で講師を兼務する教員が、きわめて多くみられた。戦前期の私立大学教員市場においては、希少な大学教員適格者の有効活用が行われていたともみなせる。このような教員適格者の有効活用は、大学間のみならず、大学内でもみられる。一例として明治大学の場合をみると、「教授では、予科や法学部、商学部を兼任する教員も半数以上おり、各学部間の交流が比較的自由であったことをうかがえるが、同時に専任教員整備の困難と教員増による財政難を回避しようとする大学側の事情もわかる」、とされるからである(明治大学 1992、p713)。

## 7. 専任教授の自家養成

次いで、専任教員自家養成の状況を明かにするために、出身学校についてみていこう。最初に、明治大学についていえば、1920年の大学昇格時点で、慶應大学には及ばないものの、専任教員スタッフの4分の1の母校出身教授をすでに有しており、1925(大正14)年の政経学部発足までには、その規模を拡大している。

一方、法政大学法学部では、母校出身教授が誕生するのは、1929(昭和4)年になってからではあるものの、1938(昭和13)年以降の採用教授については、35%に達するまでに、「同系繁殖」傾向を強めている。

ここで問題になるのは、どのような経歴をもった母校出身者を、教授に据えているかである。そこには、慶應大学と同様に、母校の中だけで教育研究経験を積みませ、やがて教授採用するといった事例も、少数みられることは確かである。しかし、それ以上に、実務畑経験者からの補充が多数みられる。その中には、下に示した例のように、実務畑から母校教授に移動するにあたり、明治大学からの派遣留学をしているケースもみられる。

小島憲：1983(明治26)年、出生→1917(大正6)年、明治大学政学士→内務嘱・東京市嘱託・全国町村会嘱託→1922～23(大正11～12)年、明治大学在外研究員として外国留学→1925(大正14)年、明治大学政経学部教授。

明治大学では、1901(明治34)年に「留学生規則を設けて研究生の留学を開始したが、それを、さらに充実するねらいをもって」、1922(大正11)年に「新たに海外留学生規則が制定された。その目的は、本学の助教授、研究生および校友を海外諸国に派遣して須要の学科を研究せしめ、帰国後は本学の専任教授として」、5～7年間勤務することを義務づけた、いわば本学卒業生を「専任教授として育成するための養成制度を確立することにあった」、とされる(藤田・江藤 1986、p135-136)。『明治大学百年史』第1巻・資料編には、1902～1926(明治35～大正15)年までの在外研究者一覧が載っている。その名簿と、教授任用者リストを照合すると、1901年の海外派遣制度のもとで留学した人材の多くは、必ずしも母校で教鞭をとっているわけではない。だから1922年の海外派遣制度は、まさしく母校卒業生を「専任教授として育成するための養成制度を確立する」ための、テコ入れであったと思われる。

いずれにせよ、このように明治大学でも慶應大学と同様に、専任教授養成を目的として、派遣留学制度を創設している。ただし、母校出身者に限っても、教授採用者の全員が、留学を体験しているわけではない。

先述したように慶應大学では、母校の学生の中から、大学卒業時に教授候補者を選別し、自校内部でアカデミック・キャリアを積み重ねるといって、新卒採用・終身雇用型の大学教員養成方式を完成させていた。のみならず、その経歴の途中でも最若手のうちに、つまり職階的には助教授になる以前に、かれら全員を留学に送り出す体制も確立していた。これに対し、明治大学の場合は、それほど完璧な教授の自家養成システムが、構築されていたわけではないといえる。

しかし、それでも明治大学における専任教授自家養成への取り組みは、法政大学に比べればはるかに進んでいた。明治大学において1901年に「留学制度が定め

られ」、1922年に「専任教員養成の目的から設けられた研究生制度と結びつき、外国の大学に学んだ明大卒の研究生の中から明大アカデミズムが形成されていることと対比するとき」、法政大学が「研究者・スタッフ養成のための制度を欠いたことは、やはり負の遺産といわなければならないであろう」、との自己評価も例えば存在するからである(法政大学 1980、p519)<sup>(3)</sup>。教授・専任教員の経歴調査をもとに同じ時点で比べた場合でも、法政大学の専任教授自家養成システムが、明治大学に対して遅れをとっていたことは、ほぼ明らかだと思われる<sup>(4)</sup>。

それでは、これらの大学では、助教授・助手といった下級教授職(junior faculty)は、教授に至るアカデミック・キャリアのなかに、位置づけられていたのだろうか。明治大学については、漏れのない形で教授スタッフの人員が把握できるのは、大正期までにすぎなかった。こういった点なども考慮して、ここでは法政大学に絞ってみていくことにする。

まず、経済学部についていえば、1925(大正14)年の教員一覧のなかに、2名の助手の名前がみえる。かれらはいずれも、この年の法政大学卒業生であり、後に母校の専任教員に就任している。同様に、1932(昭和7)年時点の文学部では、哲学、心理学、社会学、国文、英文、独文の各専攻ごとに、それぞれ1名の助手が張りついていた。これら6名のうち3人は、やがて母校の文学部教授に昇進している。職務内容としては、例えば経済学部の例では、「助手も事務助手としての性格が濃厚であった」、とされる(法政大学 1980、p51)。しかし、上につながるキャリアとして、助手職の一部が利用されていたことは確かだといえる。

また、法政大学では、遅くとも昭和期の大学卒業生のなかには、母校出身者・母校以外の出身者を、講師採用して、助教授をへて教授に昇格させる、というケースが一部みられるようになる。

こうしてみると法政大学でも、遅くとも昭和初期までには、講師・助教授といった、下級教授職を経由する形での教授養成ルートも、部分的とはいえ確立した。そしてそれにともない、専任教員としての講師職・助教授職が確立したことになる。

## 8. 私立大学教員のアカデミック・キャリア

以上まで、慶應、明治、法政の3大学を中心に、戦前期における私立大学専任教員の状況についてみてきた。まず、大正7年の「大学令」による、大学昇格を果たすまでの時期には、どの大学も基本的には、「非常勤講師依存の教育体制」をとっていた。そのような中で、派遣留学制度を創設し、それを計画的に活用する形で、いち早く母校出身専任教授の自家養成体制を構築したのが、慶應大学であった。そして、昭和初期までには、専任教員としての助手・助教授職を整備し、それらを海外留学とともに教授養成ルートに組み込む形で、自校内での教授に至る教育研究経歴（アカデミック・キャリア）を確立すると同時に、完全な母校出身専任教授の自家養成体制を完成させていった。

これに対し、他の2大学では戦前期をとおして、純粋に大学のみでキャリアを積んだ人材というよりは、兼職者を含めて、実務畑経験者を教授に採用する傾向が強かった。のみならず、母校出身者を教授に据えることにも苦労した。今回のケースでは、その典型が法政大学であった。さらに、慶應と法政の2大学を両極として、法政大学よりの、その中間に位置するのが明治大学であった。そして、私立大学全体の傾向からみれば、慶應大学のようなケースは、ごく少数の恵まれた大学にのみ許された、きわめてまれな事例にすぎなかったものと推測される。

## 9. 私大教員の授業時間数

以下は、試論的補論になる。今回の大学設置基準改定による、基幹教員の条件は、(a) 学科目教育上必要と認められる学科目教育の担当者であることと、(b) 年間8コマ以上の授業を担当することである。ただし、冒頭で述べたように、どの学科目を必用とみなすかといった点については、確定不能である。そこで最後に、試論的補論として、戦前期における大学教員の授業時間数の状況に絞って、その状況をみていくことにする。

早稲田大学について、戸村(2017)で用いられたデータベースを再集計し、その結果(単純集計)の提供を受けて執筆者が作成したものが、表1である。

表をみると、第1に、大学昇格前の1909(明治42)年と比べ、大学昇格後の1924(大正13)年には、専任教員比率は減少している。その原因として、大学昇格による専任教員審査が厳しかった可能性も考えられる。しかし、専任教員比率については、戸村(2017、第五章第2～3節)によって、その間の年を含め、学部別の数値もまじえて、詳しく分析がなされている。それをもとにすれば、大学昇格前の1914(大正3)年、1918(大正7)年よりは、1924年の方が、専任教員比率は高い。よって、その推移については、さらなる調査が必要である。

第2に、大学昇格前に比べ大学昇格後には、専任教員・非常勤教員とも平均授業担当時間は増加している。

第3に、現在の年間8コマが、戦前期において週当たり何時間の授業担当に相当するのかは、よく分からない。そこで仮に、1コマ=1時間とみなし、前期4時間+後期4時間で、通算8コマと換算すれば、すでに大学昇格前から、専任教員の84.1%、非常勤教員でも50.0%が、基幹教員の条件を満たしていたことになる。さらに、仮に1コマ=2時間とみなし、前後期の半期8時間で、通年16時間を8コマと換算した場合には、非常勤教員については9.1%にすぎないものの、専任教員については62.5%と、過半数を超えている。

しかも、大学昇格後には、1コマ=1時間とみなした場合も、1コマ=2時間とみなした場合も、基幹教員相当者の比率は、大幅に増加している。

とくに、大学昇格後には、非常勤講師の数は2倍以上に増加しているが、その採用に当たっては担当コマ数の少ない人材を広く薄く集めるのではなく、それなりのコマ数を担当させるという、狭く濃い形で人材を集めたことが分かる。

また、基幹教員相当者についての専任教員比率については、1コマ=1時間とみなした場合も、1コマ=2時間とみなした場合も、基幹教員非相当者を含めた教員全体の専任教員比率より高くなっている。その比率は予想に反し、1924年においても、1コマ=1時間とみなした場合では8割、1コマ=2時間とみなした場合では9割を超えている。なお、大学昇格前の1909年から、大学昇格後の1924年にかけて、基幹教員相当

表1 早稲田大学の大学昇格前後の専任教員・非常勤教員（時間教員）の週当たり授業担当時間

週当たり授業担当時間	大学昇格前=1909(明治42)年		大学昇格後=1924(大正13)年	
	専任教員 人数(人)	非常勤教員 (時間教員)人数(人)	専任教員 人数(人)	非常勤教員 (時間教員)人数(人)
1～3時間	14 (15.9%)	11 (50.0%)	6 (4.1%)	14 (30.4%)
4～7時間	19 (21.6%)	9 (40.9%)	17 (11.5%)	20 (43.5%)
8～24時間	49 (55.7%)	2 (9.1%)	109 (73.6%)	12 (26.1%)
24～32時間	6 (6.8%)	0 (0.0%)	16 (18.2%)	0 (0.0%)
小計	88 (100.0%)	22 (100.0%)	148 (100.0%)	46 (100.0%)
不明	0	0	45	21
合計	88	22	193	67
平均授業担当時間	11.7時間	4.0時間	14.6時間	6.4時間
専任教員比率	80.0%		74.2%	
4時間以上授業担当者の 専任教員比率	87.1%		81.6%	
8時間以上授業担当者の 専任教員比率	96.5%		91.2%	

典拠) 本表は執筆者の依頼を受けた戸村が、戸村(2017)で用いられたデータベースを再集計し、その結果(単純集計)の提供を受けて執筆者が作成した。学部・学科別の集計、現在の教養教育課程に当たる早稲田高等学院(予科)を除いた場合の集計などは、今後の戸村の発表に期待したい。

表注) ①戸村(2017)によれば、当時の早稲田大学において、「専任教員」と「非常勤教員(時間教員)」といった雇用形態を明確に区別する形で、教員名が記載されている資料は見当たらないとされる。そこで戸村は『給与関係帳簿』をもとに、給与支払実績が12ヶ月間ある教員を「専任教員」、それ以外を「非常勤教員(時間教員)」として集計している。

②集計に際して、1909年と1924年とは学部学科の構成が異なる。1909年は大学部が政治経済、法、文、商の4学科で構成されており、他に高等予科も集計に含めた。一方、1924年は、政治経済、法、文、商、理工の5学部で構成されており、他に早稲田高等学院のみで教育に携わっていた教員も集計に含めた。当時の早稲田教員の授業担当は、大学部のみ、高等予科のみ、大学部と高等予科を兼任したケースが見受けられる。授業担当時間は、それらすべての兼任授業を含めた合計。

者の専任教員比率は低下している。しかし、先述したように、教員全体の専任教員比率は、1914年・1918年に比べ、1909年はかなり高かったことを勘案すれば、今回の2時点間の比較からだけでは、正確な指摘はできない。

ただし、先述したように、早稲田大学とは異なり、専任教員比率50%基準をクリアするのに苦労した大学が多かった。しかも、他大学との併任者が専任教員に名を連ねているケースもあった。よって、ここで紹介した集計結果は、他の私立大学にまで一般化することはできない可能性が高い。早稲田以外の大学における授業担当時間数のデータの調査を進めることが必要である。

## 10. 帝大教員の授業時間数

冒頭で述べたように、帝国大学教授は、基本的には講座担当者であるので、ほぼ全員が専任教員であった。しかし、これは、彼らが本務である教育に専念していたことを意味しない。

例えば、吉野作造(1972、p214)は次のような指摘をしているからである。「今から回顧するに、それ[明治34～5年]以前にあっては政府でも、条約の改正だ、法典の編纂だ、幣制の改革だと新規の仕事に忙殺され、したがって学者の力をかる必要も繁かったので、帝大の教授は陰に陽にたいいていそれぞれ政府の仕事を兼ねさせられていたものらしい。今日は閣議がありますからとて講義半途に迎える腕車に風を切って飛んで

行く先生の後ろ姿をうらやましげにながめたこともしばしばある。ところが明治三十四年、五年〔1901～02年〕のころになると、政府におけるそれらの用事もひとつとおり片付いたばかりでなく、少壮役人の中にだんだん学才に富む人物が輩出して、ために大学の教授の助力を借る必要がなくなって来た。

政府の仕事を兼務しなくてよくなってからは、帝大

教授は本務である教育に専念するようになったのだろうか。鈴木梅四郎(1921、p200-263)の著作をもとに、大正中期の様相を、表2でみてみよう。

表2は、この時期の東京帝大法学部政治学科教授の授業の状況について、一学生による調査結果を示したものである。まず、休講率をみれば、それがもっとも少ない教授=専任教員でも、約5回に1回は休講して

表2 東京帝国大学法学部政治学科第1学年授業総業時間一覧表(大正8年9月～大正9年6月)

授業科目 及び科目	授業すべき 予定時間数 (A)	[臨時休業] 教師の差 支等によ り休講し たる時間 (B)	休講率 (B/A)	授業実 施の回 数	臨時休業を除 く予定授業時 間数 (A-BまたはC+D)	教師遅参早 引けにより 失いたる時 間総計 (C) [毎回の平均]	実施せられた る授業時間の 総計 (D)	予定に対する 実施時間の 百分比 (D/A)	
								原表 ママ	引用者 訂正
上杉愼吉 (憲法)	毎週5時間 96時間 (5,760分)	34時間	35.4%	36回	62時間	8時間55分 [15分]	53時間05分 (3,185分)	60%	55.3%
鳩山秀夫 (民法)	毎週6時間 224時間 (13,440分)	58時間	25.9%	83回	166時間	47時間05分 [34分]	118時間55分 (7,135分)	54%	53.1%
牧野英一 (刑法)	毎週6時間 126時間 (7,560分)	61時間	48.4%	22回	65時間	9時間56分 [27分]	55時間04分 (3,304分)	43%	43.7%
河津暹 (経済学)	毎週6時間 108時間 (6,480分)	20時間	18.5%	44回	88時間	17時間03分 [23分]	70時間57分 (4,257分)	66%	65.7%
吉野作蔵 (政治学)	毎週4時間 86時間 (5,160分)	24時間	27.9%	31回	62時間	14時間19分 [31分]	47時間41分 (2,861分)	55%	55.4%
野村淳治 (国法学)	毎週5時間 93時間 (5,580分)	29時間	31.2%	41回	64時間 (又は72時間)	13時間57分 [20分]	58時間03分 (3,483分)	62%	62.4%
立作太郎 (国際公法)	毎週5時間 101時間 (6,060分)	49時間	48.5%	31回	52時間	14時間03分 [27分]	37時間57分 (2,277分)	37%	37.6%
矢作榮蔵 (経済政策: 農業)	毎週2時間 38時間 (2,280分)	16時間	42.1%	11回	22時間	6時間17分 [34分]	15時間43分 (943分)	42%	41.4%
渡邊鐵蔵 (経済政策: 商工業)	毎週4時間 84時間 (5,040分)	32時間	38.1%	26回	52時間	16時間07分 [37分]	35時間53分 (2,153分)	42.7%	42.7%

出典) 鈴木(1921、p224)をもとに作成。

表注) ①「休講率」は、引用者が計算したもので、元表には載っていない。

②野村淳治の(D)は原表では、「臨時休業を除く予定授業時間数」が「(又は72時間)」の方で計算されている。この数字を当てはめた場合の(B)は21時間、休講率は22.6%となる。

いる。もっとも多い教授では、ほぼ半分の授業を休講している。さらに、授業すべき予定時間数から休講、遅参、早引けを除いた実質授業時間数は、どの教授でも予定時間数の50%前後である。ひどい場合には学生の迷惑に頓着なく、朝6～7時という法外な早朝より講義を開いたり、講義の順序(課程)を無視して1カ年の予定を30～40時間に短縮して詰め込み、「如何ニ官僚教育ニ馴致サレタル吾々モ堪ツタモノニアラズ候」、と学生を嘆かせる教授さえいたという。

その原因は、どこに求められるのか。鈴木は、帝大教員の給与、生活費等を試算し、帝大教員の給与水準がいかに生活最低限度に近く、研究費(学会会費、原書や研究材料の購入費)の捻出にまでは、手が廻らない状態であるかを示している。そしてこの結果、講義への出席時間を少なくし、ジャーナリズムに烏合した俗受けする著述や、医学部では大学外での診察等の内職に専念する、といった傾向を助長している、と指摘している。

それはさておき、いずれにせよこうしてみると、帝大教授は専任教員としての要件は満たしていたとしても、実質的な授業時間(コマ数)をもとにすれば、基幹教員の要件については、その基準を満たしていない教員が多数いた可能性もある。

## 【注】

- (1) なお、同じ指摘は、天野(1978、p93-97)によってもなされている。
- (2) なお、慶應大学についていえば、1899(明治32)年における6名の海外派遣という壮挙は、うち3名が自らの希望により、一部ないし半額の支給で留学する、といった条件のもとで実現したものであった点を、付記しておきたい(慶應義塾1962、p236-238)。
- (3) なお、この引用で、専任教員養成の面でより先をいく慶應大学ではなく、明治大学を引き合いに出

していることは、法政大学が、どこを当面のライバルとみなしているかを示唆しており、興味深い。

- (4) また、1933(昭和8)年に法政騒動が起こった背景の一つとして、「本学出身者を教員に採用せよという校友会の強い動きもあった」、ともされる(法政大学1980、p234)。

## 【参考文献】

- 天野郁夫(1978)、『旧制専門学校』日経新書。  
 天野郁夫(1994)、『大学—変革の時代』東京大学出版会。  
 岩田弘三(2011)、『近代日本の大学教授職—アカデミック・プロフェッションのキャリア形成』玉川大学出版部。  
 慶應義塾(1962)、『慶應義塾百年史』別巻(大学編)、慶應義塾。  
 鈴木梅四郎(1921)、『学問及び学者』実生活出版社。  
 中央大学(1935)、『中央大学五十年史』非売品。  
 戸村理(2017)、『戦前期早稲田・慶應の経営：近代日本私立高等教育機関における教育と財務の相克』ミネルヴァ書房。  
 永井道雄(1965)、『日本の大学』中公新書。  
 日本評論社<編>(1950)、『日本の法学』日本評論社。  
 藤田剛志・江藤武人<編>(1986)、『大学の歴史と人—明治大学編』、学友会センター。  
 法政大学(1961)、『法政大学八十年史』法政大学。  
 法政大学(1980)、『法政大学百年史』法政大学。  
 明治大学(1992)、『明治大学百年史』第三巻 通史編I、明治大学。  
 文部科学省(2021)、『大学設置基準等に係る個別論点について(設置認可、専任教員)資料4-2』、<https://www.mext.go.jp/kaigisiryu/content/000125299.pdf>。  
 吉野作造(1972)、『日本の名著』吉野作造、中央公論社(原文は1933)。